

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

以下の資料を「意見・提案シート」として提出いたします。

・「公立保育園に関する廃園に向けた段階的縮小の停止と

令和7年度の園児募集再開に関する要望書提出について」

・「公立保育園に関する廃園に向けた段階的縮小の停止と

令和7年度の園児募集再開(要望)」

提出日 R7 年 2 月 25 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

2024 年 11 月 20 日

在り方検討委員の皆様

公立保育園に関する廃園に向けた段階的縮小の停止と 令和 7 年度の園児募集再開に関する要望書提出について

小金井市立さくら保育園 父母有志

お忙しい中、小金井市公立保育園の在り方検討のためにご尽力いただきありがとうございます。

この度、さくら保育園保護者有志より意見書を提出させていただきました。これは、東京地方裁判所における判決が出されたにも関わらず募集再開が行われず結果的に多くの保護者や子ども達が影響を受けている現状に鑑み、提出させていただいたものです。

私たちは、判決が確定後、当然募集再開が行われるものと思っていました。しかし、全く合理性のない市の解釈により募集再開は行われなままです。その後、在り方検討会での議論を経れば募集再開の可能性もあるとの市側の発言にも関わらず、9 月まで募集再開に関する内容が在り方検討会で議論されたことは一度もありません。また、10 月には原告より在り方検討会宛に意見書も提出されましたが、委員会では議題にすら挙げられませんでした。

要望書にも記載した通り、対象園の子ども達の中には心身面で影響が出ている子もいます。転園を強いられた家庭では新しい園になじめず毎日早退せざるを得ない子もいます。小さな体と心で精一杯不安を伝えようとしながら登園し、幼児期というかけがえのない時間を過ごさざるを得ない子がいるのです。保護者も、突然提示され納得できないまま進められている段階的縮小により、育休の復帰を延ばさざるを得なくなったり、下の子をさくら保育園に入れられないため 2 園送迎を余儀なくされたりしています。

公立保育園の廃園は、保護者や子ども達だけが納得できていない問題なのでしょうか。当事者だけが騒いでいるのであればこれほどの問題にはなっていません。

たとえば、先に行われたパブリックコメントでは市民の多くが異議を唱えました。また、東京地方裁判所の判決でも違法な専決処分にに基づき制定された条例は無効であることが明記されています。さらに、条例が無効であるのは原告に対してのみ、という市の解釈やそれに伴う現在の状況について、人見教授の意見書では、市の対応が法や判決の趣旨に反していると明言し、違法な対応と断じています。

在り方検討会は本来、小金井市のこれからの保育の在り方を検討するために設置されたものです。今後のビジョンを持つにあたり、現在進もうとしている道にはどのような課題が存在しているのか、現状を理解し整理する作業が必要ではないでしょうか。今後のビジョンを議論・提示するのはその後です。

委員の皆様には当事者が置かれている状況とこれまでの経緯、及び小金井市の進め方を客観的に整理し、募集再開の必要性について議論していただきたく存じます。

本要望書が当事者の思いを委員に伝える一助になることを期待しております。

以上

令和 6 年 11 月 20 日

小金井市長 白井 亨 殿

小金井市立さくら保育園 父母有志

公立保育園に関する廃園に向けた段階的縮小の停止と 令和 7 年度の園児募集再開(要望)

平素より子育て施策にご尽力いただき誠にありがとうございます。

小金井市の公立保育園の今後の在り方については、令和 6 年 2 月 22 日に東京地方裁判所にて現在施行されている条例が違法・無効であることが言い渡されました。

その後、法律の専門家である人見教授からの意見書も提出され、客観的に見ても廃園条例が効力を有していないことは明白になりました。しかしこのような状況においても小金井市では公立保育園の段階的縮小が進められています。

このような現状に鑑み、当事者であるさくら保育園保護者として以下について要望いたします。

1. 子どもが安心して通うことができ、保護者が安心して子育てできる権利を守るため、廃園を進めることに繋がる園児募集停止を早急に止め、令和 7 年度 4 月の園児募集を行うこと。
2. 募集再開ができない理由の一つとされている保育士不足解消のため、現在雇用されている正規保育士の将来にわたる安定的な雇用形態の確保と、新規採用のための具体的かつ積極的な取り組みを行うこと。
3. 小金井市内の公立保育園における保育士配置体制について、募集再開ができる状態に戻すこと。

1. について

不本意ながら進んでいる段階的縮小や廃園に向けての対応により、対象園の子どもたちはすでに多大な影響を受けています。たとえばさくら保育園では、空き部屋が増え、人が少

なくなった園への登園を渋る子、暗い部屋の前を通過して保育室に入することを拒否する子もあり、毎日保護者は苦しい思いをしながら我が子を送り届けなければならない事態になっています。

私たち保護者は、最も楽しい子育て時間の多くを廃園関連の問題に費やさなければならなくなりました。そして、一番の当事者である子ども達も本来築くことができたはずの友人関係が段階的縮小に係わる転園などにより分断されています。転園せざるを得なくなった子の中には、転園先の保育園になじめず、昼までの保育しか心身ともに耐えられないため毎日早退している子もいます。

子どもたちは、小さな心に大きな不安を抱えながら通園しなければならなくなっているのです。そして、私たち保護者も納得理解できる説明がないまま進む段階的縮小により、子どもたちの寂しそうな姿を見ながら子育てをしなければならない状態に追い込まれています。

このような状態は、基本的な信頼関係を構築する幼児期において子どもの健全な発達が保証される環境とは言えず、保護者にとっても不安を訴えながら通園する我が子を毎日見送らなければならないのは精神的に大変大きな苦痛となっています。

また、令和6年10月には原告からも早期の募集再開を求める意見書が小金井市と在り方検討委員会宛に提出されており、その中でも子ども達の取り戻すことができない日々に重大な影響が出ていることが明記されています。

さらに、さくら保育園は、11月現在において2歳児で10名、3歳児で10名もの空きが生じています。今年度2歳児が在籍しており、さらに10名もの人数を募集できるのであれば、来年度2歳児の募集を停止する合理的な理由は存在しません。

しかも、現状で受け入れられている年齢の子どもをなぜ来年度になったら受け入れ不可になるのか、保護者には全く説明がありません。来年度の2歳児募集を停止すれば、現状よりも市内の保育士配置を減らす手段に繋がるのではないのでしょうか。

判決により無効とされた条例を適用し、さらに現状で実施できている保育体制をわざわざ縮小しようとする市の進め方には全く理解ができません。

子どもたちは、集団の中でお互いに育ちあうものです。多様な他者がいるからこそ、自分の主張を伝える手段を学び、異なる価値観の中で過ごすからこそ集団生活に必要な基本的な対人関係スキルを身につけることができます。来年度の募集停止を進めれば、子ども達が育ちあう環境を大人が奪うことになります。

法律の専門家から意見書が提出され、客観的に見ても廃園条例は効力を有していません。また、この意見書に対する市の見解や反論も出されていません。このような現状にも関わらず、なぜ募集再開が行われないのか、合理的な理由を説明してください。

2. について

令和5年度にさくら保育園にて開催していただいた説明会では、小金井市に保育士が集まらない要因の一つとして、廃園条例が出されたこと及び当条例が保育士の採用にマイナスな働きをしているという見解が市長と市の担当課より示されました。

説明会における市の見解の通り、保育士が集まらない理由の一つに廃園条例があると市が考えている以上、段階的縮小を進め保育士の採用数を絞ることは、保育士不足に拍車をかけるだけです。また、公立保育園を廃園にするような市に応募する保育士に限られることは容易に想像が付きまします。小金井市の保育にマイナスのイメージが定着すれば、市内民間園の保育士募集にも影響が及びかねません。保育士は、地域の子ども達の育ちだけではなく、保護者の支えにもなる存在です。保育士が安心して働くことができる雇用体制を積極的に進めることは、地域の子育て環境を長期的に支える土台になるはずです。

現在の小金井市には、現状を追いかける政策を進めるのではなく、現状を打破するための前向きな政策をとることが必要だと考えます。

市が職員採用に廃園条例がマイナスの影響を与えていることを認識し、さらに東京地方裁判所の判決を受け入れたにも関わらず、なぜ現在でも廃園条例をもとにした対応がとられているのか、これまでの対応を含めてご説明ください。

3. について

東京地方裁判所に判決により、廃園条例前の状態に戻すことが提示されているにも関わらず、さくら保育園においては令和6年度からクラス数が減少され、1クラス当たりの在籍人数が増えました。園児の減少により、幼児クラスにおいて同年齢で活動する場面に支障が出るのがクラス数減少の理由の一つでしたが、上記の対応についてさくら保育園で行われた保護者説明会では保護者より複数の疑問の声が上がりました。

園児の減少に対応する方法として、同年齢での活動が必要な場合にグループ分けをすれば活動内容は保証されるという方法も保護者からは提案されましたが、説明会では保護者の意見を市側が聞き入れることはなく、決定事項として一方的にクラス数減少が進められた経緯があります。

保育士の配置に係わる園内の保育体制の変更は、保育を受ける主体である子どもたちに直接かかわる問題です。これまで、公立保育園では運営協議会などの場において、保護者を含めて様々な協議が行われてきました。しかし、さくら保育園におけるクラス変更については、十分な情報提供と説明がないまま進められました。

クラス数を減らせば、一クラスに在籍する園児の人数が増え一つの部屋にたくさんの子が在籍することになります。さくら保育園では、空き部屋が増える一方で、一つの部屋に子どもが集められる状況が生まれています。このような環境では、転園児を受け入れる余裕はなくなるのではないのでしょうか。実際に現場では、クラスとして使われていた部屋が面談や研修のための部屋に模様替えされ、園児が増えてもすぐに保育室として機能させることが

難しい環境になってしまいました。

今年度、小金井市では正規採用された保育士が複数名いるはずで、市内全体で保育士配置を見直せば、廃園対象園だけで保育士不足を理由に募集停止を行う必要はありません。5園全体でバランスをとって園児を受け入れていた状態に戻すべきです。

全国的に少子化・高齢化が進む現在、安心して子育てができる環境整備の重要性は広く国民にも認識されているところです。それは、市民一人一人が豊かな市民生活を送るために重要であるだけでなく、市政運営にとっても長期的に安定した結果が得られるからです。

小金井市においては、働く保護者が子どもを安心して預けられるはずの保育園において公立保育園廃園問題が存在し、民間保育園における補助金問題も解決していません。昨年度は、民間園の急な休園により公立園が子どもを受け入れる事案も発生しました。

さらに、小学校に上がっても、学童で子どもが過ごす環境をめぐり様々な問題が存在しています。また、学校給食の無償化が進まないなど、子育てをしている当事者から見れば、安心して子育てができる環境とは到底言えません。

市長におかれましては、廃園対象となっている園の園児募集を停止し、実質的に段階的縮小を進めることが公共の福祉や子どもの健やかな成長発達を保障する観点から合理的な政策と言えるのか、ぜひ当事者の声を聞きながら進めていただきたいと切に願います。

本要望書の回答は、ご検討の上 12 月 19 日までに代表者宛にお送りください。よろしくお願いいたします。

以上

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

小金井市の課題の第1は、法的に違法で無効の「廃園条例」が、どこにもように、裁判の勝訴の原告のほうに「以外」に適用されている。行政の違法行為で、目くしをくらったまま、あり様の議論が通み、民間保育園代表2名の辞任による欠員を補填しない。このような事態を招いてはならない。(どう?) ~~公立園の5園のうち2園は~~ 廃園のプロセスを踏んでいよことが、最大の課題で、まずこのプロセスを、たんなる委員会を待たない、小金井市の行政に失望しています。それでも黙っていても何もできず、ワークシッポに参考し、声をあげていくつもりです。ワークシッポ参加者には、なるべく早く、資料を供して下さい。十分な話し合いにのぞき、不可欠な情報と当日配布されても困ります。幸なことが夜中にしるいでいいたほうがいい。

提出日 2025年3月13日

氏名

連絡先

※連絡先に〒とある場合は、〒、Eメール、FAX、ホームページ、メールアドレス等をご記入ください。いただいたご意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目6番3号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

委員会のみなさま、おつかれさまです。

今回、突然、骨子のなかに「市立保育園の配置および定員についての複数案を示す」として、何園を維持しつつ…という文言が出てきて面くらいました。でも、これをきっかけにそれぞれの委員の方の立ち位置が見えてきました。

保育園は地域のインフラです。減らすありきではなく、委員長がおっしゃったように「本来なら5園維持がベスト」、「継続は難しいがあつたらいいな」（これは発言者を失念しました）というスタンスをベースに、ぜひ議論を展開してほしいです。

小金井市立保育園の在り方検討委員会

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

議論が盛り上がり、中々内容が進まる感じがして

感じました。ただ、非常に重要な話が

出来ていると思われ、ぜひ、5年に1度くらい、

市で、運営している、各子育て施設に対して、

同じような委員会が開設、子ども事を望みます。

ただ、当初の白井市長の目論見と、少し違うのか。

若干気になります。

提出日 2025 年 3 月 13 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。記入いただいた意見・ご提案について確認をさせていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp

意見・提案シート

当委員会の検討内容について、ご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上保育課にご提出ください。

- ・資料63の園数の中に、本来ならば公立園の巡回指導的など
と望んでいる(かもしれない)小規模施設、企業主導型、
認証保育所、保育ママさんが入っていないことは片手落ち
だと思います。市全体で保育の質の向上、ネットワークを考
えた時、より弱い(?)立場の施設を含めないと、どうい
うことでしょうか？真剣さば足りないのではないのでしょうか？
- ・進め方の点で、疑問があります。ワークショップに出すべき旨の調整
を、公式な会議の場ではなく、委員会でもメールでやり取り、調
整した物や提起されるものは、間違っていると思います。つまりと
は言之、市民に提示されるものはそれなりに正式な物の等なのに、
~~それが真(?)で調整をしないのですか？~~
- ・ワークショップには資料63、64は閲覧ではなく、配布して下さい、

提出日 2025 年 3 月 13 日

氏 名

連絡先

※連絡先につきましては、ご住所、電話番号、メールアドレス等をご記入ください。大切に扱い、ご意見・ご提案のみにご活用させていただきます。

提出いただいたご意見・ご提案につきましては、当委員会にその全文（ご記入いただいた氏名、連絡先は除きます。）を資料として配布し、また、市HP等で公開されます。なお、氏名欄が無記名のものや、特定の個人や団体に関する誹謗中傷、宣伝行為等がご意見の中に含まれる場合は、委員長の判断により資料配布・公開の対象としないことがありますのでご注意ください。

（送付先）小金井市子ども家庭部保育課保育係

郵便番号 187-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

ファックス 042-386-2609 E-mail s050799@koganei-shi.jp